



2024年9月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン  
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 大垣内 剛  
(コード番号：6173 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役副社長 経営企画部長 加藤 伸克  
(TEL. 03-6758-5588)

**2025年2月期第1四半期報告書提出遅延並びに  
当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ**

当社は、2025年2月期第1四半期報告書に関し、提出期限である2024年9月30日までに提出ができない見込みとなりました。つきましては、当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込み並びに2025年2月期第1四半期報告書の提出見通しについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、2024年9月18日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、当社が保有する投資有価証券（暗号資産転換可能社債）及び暗号資産関連の取引及び水まわりサービス支援事業における取引に関して、当社と利害関係を有しない外部の専門家からなる特別調査委員会を設置して調査を進め、特別調査委員会から調査報告書を受領いたしました。

また、2024年7月16日付「2025年2月期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認に関するお知らせ」にて公表のとおり、2024年2月期第1四半期報告書の提出期限を2024年9月30日とする旨の承認をいただいております。

当社は、特別調査委員会の調査及び監査法人やまぶきの監査手続に全面的に協力してまいりましたが、特別調査委員会の調査報告書の受領が当初想定の日から遅れたことに加え、財務報告に係る内部統制の評価等、決算及び開示の進捗が遅延し、それに伴う監査等に想定以上の時間を要しており、本日現在においてこれらの検討が完了しておりません。そのため、提出期限の2024年9月30日までに2025年2月期第1四半期報告書を提出することが本日現在困難となりました。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記のとおり、当社は、2025年2月期第1四半期報告書について、延長承認を受けました提出期限である2024年9月30日までに提出できない見込みとなりました。株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則第604条第1項第10号a及び2024年4月1日付改正付則第3項の規定により、金融商品取引法に定める提出期日までに当該四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示したことから、株式会社東京証券取引所より投資家の皆さまに注意喚起するため、当社株式は、本日付けで監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。

また、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準により、延長承認後の提出期限（2024年9月30日）の経過後8営業日以内（2024年10月10日まで）に当該第1四半期報告書の提出ができなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社は、整理銘柄へ指定され上場廃止となることを回避することはもとより、すでに第1四半期報告

書の提出や決算短信の開示が大幅に遅延していることを鑑み、現状想定し得る可能な限り早い時点での提出・開示に努めてまいります。しかしながら、現時点では、2024年10月10日までには提出することを予定しておりますが、2025年2月期第1四半期報告書及び2025年2月期第1四半期決算短信の具体的な提出時期について未定です。

株主の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを伏してお詫び申し上げます。

以上